

箕 面 市 立 小 学 校 等
有 人 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立小学校等有人警備業務仕様書

この仕様書は、箕面市立小学校等の有人警備業務を適正に行うため、受託者が履行しなければならない業務仕様の概要を示すものとする。

1. 目的

小学校等の安全管理確保と円滑な運営を目的とし、警備対象施設における不審者侵入に対する監視業務、不測の事態に対する臨機応変の処置及び学校園所周辺の監視業務を実施し、児童等の登校後の安全確保を図る。

2. 警備対象施設

別紙一覧表のとおり

3. 警備履行期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日までの間

4. 警備方法

- (1) 受託者は、警備対象施設に各1名の警備員を配置し目的の任務を達成させる。
- (2) 警備員は、本仕様書に定める業務が遂行可能で、年齢20歳以上65歳までの者とする。
- (3) 警備員は、身分証明書及び緊急連絡用の携帯電話を常時所持し、受託者が貸与する市が指定する制服及び帽子に加え、警笛、警笛鎖を着用するものとする。

5. 業務日及び時間

- (1) 業務日は、平日の課業日を原則とし、長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み、但し臨時登校日は除く。）を除く。学期・休業日は、下表のように定める。
- (2) 業務時間は、原則として次のとおりとする。
午前7時30分から午後5時15分まで
- (3) 前二項にかかわらず、学校の運営等の都合により、勤務日及び勤務時間を変更する場合がある。

〈表：学期・休業日期間〉

区分		期間
学期	第一学期	四月一日から八月二十五日まで
	第二学期	八月二十六日から十二月三十一日まで
	第三学期	一月一日から三月三十一日まで
休業日	夏季休業日	七月二十一日から八月二十五日まで
	冬季休業日	十二月二十五日から翌年の一月七日まで
	春季休業日	三月二十五日から四月七日まで

6. 業務内容

業務内容は次のとおりとし、各業務の遂行にあたっては、「警備上の留意事項」を順守すること。

- (1) 小学校校門における安全監視業務（立哨警備）及び来訪者の受付・確認業務
 - ア. 児童の登下校時の安全監視を行うこと。
 - イ. 来訪者の出入りを監視し、不審者侵入の排除に努めること。
 - ウ. 出入り監視における各記録を備え付けること。
 - エ. オートロックシステムを併用している場合は、門扉操作を含む。
- (2) 小学校内の巡回警備
 - ア. 校舎内外グラウンド等の巡回を定期的に行うこと。
 - イ. 来訪者の動向確認を行うこと。
 - ウ. 門扉の安全確認を行うこと。
 - エ. 学校施設、教室等の解錠、施錠を行うこと。
 - オ. 学校施設、教室等を巡視、巡回すること。
- (3) 小学校周辺の巡回警備
 - ア. 小学校周辺の巡回を定期的実施し、不審者等の情報収集に努めること。
 - イ. 小学校周辺の地理的状況は、事前に把握しておくこと。
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園への巡回警備
 - ア. 別紙一覧表に定める幼稚園・保育所・認定こども園へ、別途指示する時刻に出向いて、校門周辺及び施設周囲の安全監視等に努めること。
 - イ. 幼稚園・保育所周辺の巡回警備を実施すること。
 - ウ. 幼稚園・保育所への巡回警備終了後は、速やかに小学校まで戻り、上記の小学校における業務を遂行すること。
- (5) 非常・緊急時の通報

- ア. 非常・緊急事態発生時には、事態発生施設の責任者へ速やかに通報・連絡を行うこと。
- イ. 内容により、臨機の措置をとること。

7. 記録の報告

小学校への来訪者の出入り監視、受付業務、小学校周辺及び幼稚園・保育所への巡回業務等を記した警備日報を作成して、警備時間の終了後、校長に報告するものとする。

8. その他

- (1) 設置しているオートロックシステムの作動確認は、受託者が行うものとする。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者及び受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

特記事項

I 受託者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- ①業務遂行にあたり、各種法令を遵守するとともに、労働安全衛生に常に配慮すること。
- ②業務に必要な許可・認可等については、受託者が責任をもって処理すること。
- ③契約後速やかに警備実施計画書及び従事者一覧表を教育委員会に提出すること。変更した場合も同様とする。
- ④業務遂行にあたり、警備員に対して、学校園所での警備という特性を踏まえ、人権研修を含めた適切な研修を実施すること。
- ⑤警備員の人員配置にあたっては、固定化をするとともに、校長等から適正を欠く等の指摘があった場合は、速やかに交替要員を配置すること。

II 警備員は次に定める事項を遵守しなければならない。

- ①来校者に対する受付確認業務は、親切かつ丁寧に対応すること。
- ②児童・園児・幼児に対しては教育的な配慮をもって対応すること。
- ③学校の業務を理解して妨げないこと。
- ④勤務時間中、無断で勤務場所を離れてはならない。
- ⑤配置場所の整理・整頓を心がけ、必要に応じて清掃等を行うこと。

III その他の詳細については、各校園所長の指示に従うものとする。

警備上の留意事項

- (1) 警備にあたっては、各校校舎の配置状況・緊急情報の設置状況・学校園所周辺の地理的状況を十分把握しておくこと。
- (2) 小学校における児童の登下校時は、校長の指示する校門において、児童の迎え入れ・送り出し等の安全監視業務にあたるものとする。また、児童の行動動作等には、十分注意して必要な声かけに努めること。
- (3) 立哨・安全監視にあたっては、事前に校舎外周を巡回し、異常等のないことを確認しておくこと。また、携帯品の確認・オートロックの動作確認等を必ず行っておくこと。
- (4) 小学校での児童以外の来校者のチェックは、まず、用件を聞き取りし、職員室にて確認ののち、各校長の指示する方法により対応する。また、不用意な門扉の解錠をしてはならない。
- (5) 不審者と判断される者を発見した場合は、携帯電話等により職員室と速やかに連絡し、学校園所長の指示を仰ぐとともに、適切に処理すること。また、学校周辺における不審者情報を得た場合も同様とする。
- (6) 警備中又は巡回中に、建物あるいは附属設備に異常を発見した場合は、速やかに職員室に報告すること。
- (7) 小学校において立哨から巡回等へ移る場合は、必ず職員室へ連絡すること。業務を終えた場合も同様とする。なお、巡回順序は、日によって変更すること。
- (8) 勤務時間中は、指示された場所から離れてはならない。休憩時間は配置された小学校においてとることとし、あらかじめ校長の了解を得ること。
- (9) 平常時及び緊急時の連絡体制は、あらかじめ校長と協議のうえ、定めるものとする。
- (10) 受託後も、各学校園所の実情に沿った効果的な研修をおこない、各警備員の資質向上に努めること。

警備対象施設一覧表

配置小学校	巡回する幼稚園・保育所	幼稚園・保育所の所在地
箕面小学校	認定こども園牧落幼稚園	牧落2-12-41
とどろみの森学園	みすず学園森町こども園	森町中1-23-11
萱野小学校	かやの幼稚園	萱野2-7-16
	萱野保育所	萱野1-19-30
	稲保育所	船場西1-11-9
北小学校	箕面保育園	箕面5-12-30
	なか幼稚園	箕面5-10-23
南小学校	箕面桜ヶ丘幼稚園	桜ヶ丘2-8-16
	若葉幼稚園	桜井2-7-2
	桜ヶ丘保育所	桜ヶ丘3-12-5
西小学校	みすず学園桜ヶ丘保育園	桜ヶ丘1-10-29
	桜保育園	桜2-15-14
東小学校	認定こども園ひじりひがし幼稚園	粟生間谷西1-7-1
	東保育所	粟生外院5-2-1
西南小学校	せいなん幼稚園	瀬川3-2-3
	瀬川保育園	瀬川3-2-6
萱野東小学校	もみじ保育園	今宮2-4-25
	つばさ学園	外院1-2-3
豊川北小学校	幼稚園型認定こども園粟生幼稚園	粟生間谷東5-30-19
	法泉寺保育園	粟生間谷東5-21-14
中小学校	みのおっこ保育園	萱野5-7-35
	紅葉夢保育園	萱野5-7-30
豊川南小学校	とよかわみなみ幼稚園	小野原東4-27-43
	小野原学園	小野原西1-12-41
萱野北小学校	常照寺隣保館保育園	白島2-15-12
彩都の丘学園	彩都みのり保育園	彩都粟生南6-15-4

※ 警備員は、小学校の午前20分休憩(概ね10時20分から10時40分まで)終了後から正午までの時間帯を目安とした各校長の指定する時刻に、上記の幼稚園、保育所及び認定こども園の校門周辺や周辺地域を巡回すること。(雨天は除く。)

警 備 日 報

箕面市立

小学校

校長	副校長	教頭	担当者

勤務者

印

令和 年 月 日		曜日	天候
時刻	記 事		
7:30 8:00			
9:00			
10:00			
11:00			
12:00			
13:00			
14:00			
15:00			
16:00			
17:00			
<u>特記事項</u>			

箕 面 市 立 小 ・ 中 学 校
(止々呂美小・中学校を除く)

機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立小・中学校機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市立小・中学校機械警備業務委託の業務内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる業務は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 目的

警備対象施設の敷地内に存する物件の火災・盗難等を防止するとともに、その他不法行為を排除し、箕面市（以下「甲」という。）の財産の保全を図り、円滑な学校運営に寄与することを目的とする。

2. 警備対象施設

箕面小学校	箕面市百楽荘 1-8-8
萱野小学校	箕面市萱野 2-7-40
北小学校	箕面市箕面 3-4-1
南小学校	箕面市桜 6-5-1
西小学校	箕面市新稲 3-12-2
東小学校	箕面市粟生新家 5-5-1
西南小学校	箕面市瀬川 3-2-1
萱野東小学校	箕面市石丸 1-18-1
豊川北小学校	箕面市粟生間谷西 4-3-1
中小学校	箕面市稲 1-15-8
豊川南小学校	箕面市小野原東 3-2-1
萱野北小学校	箕面市如意谷 4-4-1
第一中学校	箕面市新稲 3-2-1
第二中学校	箕面市萱野 1-15-12
第三中学校	箕面市瀬川 3-2-2

第四中学校	箕面市石丸 1-17-1
第五中学校	箕面市稲 4-3-12
第六中学校	箕面市粟生間谷西 1-3-1
彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北 2-1-5

3. 警備装置の設置数量

別表「箕面市各校 設置機器①～⑤」を参照。ただし同表は、平成29年4月時点の警備装置の設置状況を示したものであり、警備対象施設の増築・改築・新築等により、警備装置の設置箇所、数量等に変更があった場合においても、警備業者（以下「乙」とする。）は、必要な警備装置を設置するものとする。また、同等の能力を有していれば全てを取り替えることも可とする。

4. 実施期間

委託契約の実施期間は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。

5. 実施方法

自動警備装置による機械警備を実施する。

6. 警備任務

- ①火災・盗難及び不法行為の未然防止並びに拡大防止
- ②受水槽・電気等の諸施設の異常に対する応急措置
- ③機械警備実施時間帯における電話対応
- ④事故発生時等における即応要員の派遣及び臨機措置業務
- ⑤事故発生時等における必要な関係機関への連絡
- ⑥警備実施事項（事故発生時等）の報告
- ⑦その他警備に付随する事項について、甲が指示した事項

7. 実施時間

自動警備装置による機械警備業務を実施する時間は、原則として警備装置のセットされている時間帯とする。

8. 警備要領及び警備システム

- ①機械警備の開始及び解除の操作は、原則として甲又は甲が指定した者が行う。
- ②乙は、警備対象施設の校舎・体育館・プール等で発生した異常を乙の警備本部へ自動的に通報する機能を有する警備装置を設置する。

- ③警備装置の通報に要する回線は、専用回線とし、回線使用料は、乙の負担とする。
- ④警備装置の設置箇所及び設置方法については、各施設の立地条件・施設の規模等を踏まえ、最善の方法を検討し、警備の仕様詳細を乙が作成し、甲の承認を得るものとする。
- ⑤警備装置の設置に当たっては、侵入経路が判断できるように対応する。また、警備装置は、校舎・体育館・プール等を区分し、校舎内においても、管理上の必要に応じて区分し、個別に管理できるようにするとともに、校舎・体育館・プールのほか、必要に応じて区分別の解除装置及びキーボックス等を設置するものとする。
- ⑥契約締結後に、警備対象施設の増築・改築・新築等により、警備装置の移設又は増設等が必要となった場合は、移設又は増設等に係る費用は甲の負担とするが、委託料については改定しないものとする。
- ⑦契約期間の満了又は契約の解除等により、不要となった警備装置及びこれに付随する各種設備については、乙の責任において撤去し、原状に復するものとし、これに要する一切の費用は、乙の負担とする。
- ⑧乙は、警備装置が常時正常な機能を保持するよう管理するものとし、定期的に保守点検を行う。
- ⑨乙は、警備装置に異常・破損等が発生したときは、速やかに復旧させるものとし、甲の故意又は過失による場合を除き、乙がその費用を負担するものとする。
- ⑩乙は、警備時間中に警備装置が作動不能となったときは、速やかに代替警備対策を講ずるものとする。
- ⑪乙の警備本部は、警備時間中は警備装置からの通報受信装置を間断なく監視し、即応要員を待機させなければならない。

9. 設置機器類

- ①機械警備機器一式
- ②キーボックス（校舎・体育館・職員室等に入館・入室のため、館外・室外にカード連携型のキーボックスを設置する。館外はカバー付きとする。）
- ③機械警備実施・解除用カード（各校80枚：必要な区分に応じて作成。うち全校対応5枚）
上記枚数を超えたときは、甲は、カード作成費用を負担するものとする。

10. 異常発生時における措置

- ①警備機器からの受信や通報等により、警備対象施設に異常が発生したことを確認したときは、乙は即応要員を当該施設に急行させ、被害拡大の防止に努めなければならない。
- ②即応要員は、当該施設に到着したときは、その状況を確認後、乙の警備本部に連絡するとともに、必要に応じて臨機措置を講じるものとする。

11. 損害賠償保険の加入

乙は、警備対象施設ごとに一事故について、対人賠償、対物賠償を合わせて10億円以上を限度とする保険に加入しなければならない。

12. 報告書の提出

警備時間中に事故が発生したときは、乙は、事故報告書を施設管理者（学校長）及び教育委員会に提出しなければならない。

13. 緊急時の連絡

甲は、乙に緊急連絡者名簿を提出する。同名簿に変更が生じたときは、また同様とする。警備対象施設に火災・事故等が発生したときは、乙は当該名簿により連絡を行う。

14. その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上、取り決めるものとする。

箕 面 市 立 小 ・ 中 学 校
(止々呂美小・中学校を除く)

便所防臭清掃管理業務委託仕様書

箕面市立小・中学校便所防臭清掃管理委託仕様書

この仕様書は、箕面市立小・中学校便所防臭清掃管理委託の内容（以下「業務内容」という。）を示すものである。

1. 業務期間
令和4年10月1日から令和9年9月30日までとする。
2. 業務内容及び実施回数
業務内容は以下のとおりとし、別紙「学校別清掃対象便器一覧表」に記載のある校舎内の便器については実施回数を年間6回とする。また、「学校別清掃対象屋外便所一覧表」に記載のある便器については一覧表のとおり回数とする。なお、年間1回のみとなる対象便器の実施時期は原則一覧表に指定した月に実施するものとする。
3. 業務対象物
業務の対象は、別紙「学校別清掃対象便器一覧表」及び「学校別清掃対象屋外便所一覧表」に記載された便器とする。
4. 尿石の除去
便器内に付着した尿石を除去する。
5. つまりの解消
排水状態を確認し、状態が悪い箇所については、ワイヤー又は高圧洗浄機を使用しつまりを解消する。（尿石の蓄積によるつまりの場合のみで、管内に混入した異物は除く）
6. 水垢（黒ずみ）の除去
便器表面の水垢や鉄錆等を除去し、新品に近い外観に復元する。
7. 金属部分（フラッシュバルブ等）の清掃
金属部分の酸化皮膜を除去する（ペーパー掛け等の作業を含む）
8. 便器周辺（床・壁）等の洗浄
便器を中心に半径50cm以内の床及び床から120cmまでの壁（甲板がある場合は甲板を含む）の洗浄し、拭き上げる。
9. 確認・調整等
 - ① リム部など…鏡で確認
 - ② トラップ…目視及び内視鏡による確認
 - ③ 洗浄水量…適正な量に調整
 - ④ 洗浄・排水状態…洗浄装置を実際に作動させて、洗浄及び排水の状態をチェック
10. 故障箇所の報告

水漏れ・破損等の故障箇所がないかを確認し、故障箇所を発見した場合は、写真付きで一覧表を作成し、報告すること。

11. 報告書

各月の作業終了後、別途指示する「作業報告書」を作成し、学校の確認を受けた後、翌月15日までに教育委員会へ提出すること。なお、「作業報告書」には清掃作業前・中・後の写真を添付し、学校・業務内容が判明しやすいようにインデックスを張り付けた上で提出すること。なお、報告書提出時、結果・報告内容に対して市監督職員等にその詳細内容の説明・評価を行うこと。

12. 安全管理

- ①学校に入るときは、事前に学校長又は教頭に、日時・作業時間・作業人数等を連絡し、作業日程を調整すること。
- ②作業車の学校への出入り及び駐車時等には安全の確認を徹底する。
- ③作業中は低学年児童でも認識できるような作業中の看板を設置し、児童生徒が絶対にトイレに立ち入れないようにするとともに、学校運営を妨げてはならない。
- ④全作業者は制服を着用するとともに腕章又は胸章等を必ず付け、作業関係者であることが誰にでも判別できるようにする。
- ⑤その他、作業現場が学校であることを念頭に置き、万全の安全策を講じて作業しなければならない。

13. その他

- ①学校における便所の美化活動推進のために教育委員会の求めがあったときは、専門業者としての適切な助言・資料の提供等を行うものとする。
- ②清掃作業実施後は、学校長又は教頭の確認を受け、作業完了の承認印を得なければならない。承認されなかったときは、直ちに手直し作業を実施しなければならない。
- ③教育委員会は、作業実施後、次回作業日までの間に防臭効果等について中間確認を実施することができる。この場合において、作業内容が不十分と判断したときは、直ちに清掃作業のやり直しを命ずることができるものとする。
- ④清掃作業時の使用薬剤・洗剤については、事前に製造会社名・商品名・MSDSを教育委員会に提出し承認を得なければならない。変更するときも同様とする。
- ⑤清掃作業が原因で施設・設備等を破損させたときは、直ちに学校長又は教頭に報告するとともに、その指示に従い受託者は原状に復する義務を負う。
- ⑥清掃作業中に発生したゴミ等は、受託者が持ち帰り、適正に処理する。
- ⑦この仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じたときは、教育委員会と受託者が誠実に協議して定めるものとする。

学校別清掃対象便器一覧表

学校名	所在地	小便器数
箕面小学校	箕面市百楽荘 1-8-8	46
萱野小学校	箕面市萱野 2-7-40	53
北小学校	箕面市箕面 3-4-1	40
南小学校	箕面市桜 6-5-1	52
西小学校	箕面市新稲 3-12-2	64
東小学校	箕面市粟生新家 5-5-1	44
西南小学校	箕面市瀬川 3-2-1	36
萱野東小学校	箕面市石丸 1-18-1	42
豊川北小学校	箕面市粟生間谷西 4-3-1	60
中小学校	箕面市稲 1-15-8	85
豊川南小学校	箕面市小野原東 3-2-1	96
萱野北小学校	箕面市如意谷 4-4-1	44
第一中学校	箕面市新稲 3-2-1	61
第二中学校	箕面市萱野 1-15-12	66
第三中学校	箕面市瀬川 3-2-2	67
第四中学校	箕面市石丸 1-17-1	35
第五中学校	箕面市稲 4-3-12	46
第六中学校	箕面市粟生間谷西 1-3-1	52
彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北 2-1-5	100

学校別清掃対象屋外便所一覧表

学校名	プール付属棟に属するトイレ		施設開放団体に開放しているトイレ	
	プール付属棟に属する トイレ 年1回	実施時期	プール付属棟に属するトイレ 年6回(2ヶ月に1回)	独立した屋外トイレ 年6回(2ヶ月に1回)
箕面小	—	—	○	—
萱野小	○	5月	—	○
北小	○	4月	—	—
南小	○	4月	—	○
西小	○	4月	—	○
東小	○	5月	—	○
西南小	○	4月	—	○
萱野東小	—	—	○	—
豊川北小	○	5月	—	○
中小	—	—	○	—
豊川南小	○	5月	—	—
萱野北小	—	—	○	—
一中	○	4月	—	○
二中	○	4月	—	○
三中	—	—	○	—
四中	○	5月	—	○
五中	○	5月	—	○
六中	○	4月	—	○
合 計	13校	/	5校	11校

- …偶数月実施 (○なし) …清掃不用
 ○ …奇数月実施